

【目次】

| | |
|------------------------------------|--------|
| 1. 雇用・労働・WLB施策（8項目） | - 1 - |
| ※別途要請「生活困窮者自立支援制度の構築に向けた要請」回答を含む | |
| 2. 経済・産業・中小企業施策（8項目） | - 5 - |
| 3. 福祉・医療・子育て支援施策（4項目） | - 8 - |
| ※別途要請「子ども・子育て支援新制度に関する取り組み要請」回答を含む | |
| 4. 教育・人権・行財政改革施策（6項目） | - 15 - |
| 5. 環境・食料施策（6項目） | - 17 - |
| 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（7項目） | - 20 - |
| 7. 堺地区協議会独自項目（5項目） | - 25 - |
| 政策・予算要請 用語集 | - 27 - |

1. 雇用・労働・WLB施策（8項目）

(1) 大阪雇用対策会議の充実に向けて

大阪の雇用情勢や施策の充実に向けて、「大阪雇用対策会議¹」を緊急的な対策時以外にも定期的開催するよう努めること。また現在、国家戦略特別区域²で労働分野の規制緩和も検討され、雇用に与える影響が十分大きいことから、「大阪雇用対策会議」を活用し、行労使で協議を行うこと。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 雇用推進課】

大阪雇用対策会議の活用につきましては、会議構成各機関、団体の意向や協議の動向等を踏まえながら、引き続き連携・協力してまいります。

また、堺市域では、地域の関係機関・団体で構成する堺雇用労働推進会議（堺市域労働ネットワーク）において、雇用労働に関する課題共有や意見交換を行うとともに、「さかい合同企業面接会」をはじめとした事業連携に取り組んでいるところです。

引き続き、関係機関と連携・協力しながら、雇用労働に関わる課題への対応に取り組んでまいります。

(2) 基金事業の終了と総括について

これまで実施した基金事業の総括をきめ細やかに行い、大阪の完全失業率など雇用環境は、全国と比して依然厳しい状況にあることから、何らかの形で基金事業が継続されるよう国に要望すること。とくに、介護・福祉分野は、効果的に継続できるよう、積極的な予算措置を行うこと。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 雇用推進課】

本市では、平成21年度から緊急雇用創出基金事業を活用し、堺ジョブチャレンジ推進事業、在職障害者定着支援事業などを実施しています。これらの事業を実施することにより、一時的な雇用・就業機会の創出、安定雇用への支援に加え、地域に根ざした事業の起業等支援や定着支援などに一定の効果があったものと考えております。

また、昨今の雇用情勢から、緊急雇用創出基金事業の継続・拡充に加え、正規雇用や長期的な雇用につながる効果的な交付金制度の創設等について、指定都市市長会を通じて国に緊急要請を行いました。

なお、本年度から平成27年度にかけては、地域人づくり事業を活用して、引き続き失業者の雇用拡大に取り組むとともに、人材育成、在職者の処遇改善につながる事業の展開に努めてまいります。

(3) 産業・教育政策と一体となった人材育成について

「大阪産業人材育成戦略³」については、数値目標を設定しているアクションプランについて検証し、着実なフォローアップを行うこと。また、広範な事業でもあることから、最優先事業を設定し、実行に向けたフォローアップを着実に、より丁寧に行っていくこと。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 雇用推進課】

「大阪産業人材育成戦略アクションプラン」には、「さかいJOBステーション事業」や「地域就労支援事業」等の事業が掲載されており、本市においても、毎年度事業効果を検証しながら、その推進に努めているところです。

また、本市では、産業政策上、推進すべき施策や施策方針をまとめた「堺市産業振興アクションプラン」を策定しており、市内企業の人材確保や人材育成支援についても、産業振興施策の一環と位置づけ、その推進に取り組んでいます。

(4) 最低賃金の引上げと法遵守について

大阪府地域最低賃金は、時間額838円となったが、雇用戦略対話で確認された全国平均1000円、もしくは連合大阪リビングウェイジ⁴水準（時間額990円）へ早期に到達できるよう、中小企業への支援施策を関係機関と連携し強化を図ること。またワーキングプア（働く貧困層）が社会問題となっていることから、国や労働局に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障しうる金額水準まで引き上げる旨を明記した、意見書等の採

択を検討すること。一方、最低賃金を下回る企業求人が見受けられることから、法違反について労働基準監督署とも連携を図り、適切な措置を講じること。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 雇用推進課】

本市では、ホームページ、メールマガジン等の広報媒体の活用や、事業主向け啓発セミナーの開催、労使双方を対象とした労働相談の実施、大阪労働局や大阪府など労働関係機関の作成するポスター・チラシ等の関連施設への配架等により、最低賃金の遵守をはじめとする労働関係法令や制度等の周知と啓発に努めています。

とりわけ労働相談については、最低賃金や賃金の未払い等に関する相談も多く、労働者や中小零細企業事業主の身近な相談窓口であることから、本庁や区役所での相談に加え、サンスクエア堺での週2回の夜間相談や社会保険労務士会との連携による月1回の土曜日の相談も実施しているところです。

(5) 地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する地域就労支援事業⁵について、市町村の事業実績を検証し「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業を推進すること。また相談対応等について事例集を作成し、適宜情報交換を行い、効果的な体制を構築すること。さらに、地域での活動強化の観点から「地域労働ネットワーク⁶」を活用し、地域における労働課題の集約から具体施策に反映すること。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 雇用推進課】

本市では、2002（平成14）年から公益財団法人堺市就労支援協会内に「堺市地域就労支援センター」を開設し、中高年齢者や障がい者、母子家庭の母親等、働く意欲・希望がありながら、様々な要因のため就労できない就職困難者を支援するとともに、大阪府・市町村就労支援事業推進協議会に設置された部会において本市の地域就労支援事業の状況報告や泉州地域の自治体と情報交換を行っています。

また、堺市域においては、本市が「地域労働ネットワーク」の事務局を務めており、地域の雇用労働に関する課題共有や意見交換を行うとともに、「さかい合同企業面接会」を共同事業と位置付け実施するなど、連携・協力を努めているところです。今後とも、関係機関との情報交換と連携に努めつつ、雇用労働に関わる課題への対応に取り組んでまいります。

【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課】

本市では、母子家庭の母親等に対して、堺市母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、就労支援を行っています。とりわけ、児童扶養手当を受給している方に対して、特性・就労ニーズに合わせた就労支援メニューを策定し、ハローワークと連携を図りながら、より細やかな就労支援事業に取り組んでいます。

また、年2回程度、ハローワーク堺、堺市母子家庭等就業・自立支援センター、堺市の三者で、母子家庭の母親等に対しての堺市域における就労動向や就職支援について情報交換の場を設け、より地域に根ざした就労支援に取り組んでいます。

(6) 生活困窮者自立支援の充実・強化について

生活困窮者自立支援法⁷が2015年4月に施行されることから、これまで実施されたモデル事業や就労・生活支援を行っている民間団体などノウハウを参考にし、個々人の生活困窮者の事情や状況にあわせて、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援が有効に機能させること。とくに福祉および就労に関係する部署が連携し、生活困窮者自立支援事業体制の充実を図ること。

(回答)

【健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課】

本市ではモデル事業において、地域での相談支援のネットワークを培ってきた市社会福祉協議会、就労に関するノウハウと実績のある民間事業者を組み合わせることにより、生活困窮者一人ひとりの状況に応じた相談支援や就労支援が有効に機能するよう努めているところです。

また、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、関係所管等との連携をさらに強化しながら生活困窮者自立支援事業に取り組んでまいります。

※別途要請分

1. 生活困窮者自立支援制度の構築に向けては、生活困窮者や複合的な課題を抱えた人たちに対して「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本的視点や、「包括的かつ個別的な支援」となるよう本来の趣旨・理

念を十分に踏まえた制度設計を行うこと。また、新制度の普及・啓発、地域における生活困窮者の実態調査、中間的就労事業者の参入促進をはかるための事業などを行うこと。

(回答)

【健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課】

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者等への支援を通じた「地域づくり」もめざすこととされており、その視点に立ったうえで、包括的支援、早期的支援、創造的支援が実現できるよう制度の趣旨や理念を十分に踏まえて取り組んでいきたいと考えております。また、法施行に際して、あらためて市民をはじめとする関係機関、関係団体への制度内容の普及・啓発を行うほか、就労訓練事業の在り方等についての調査研究に取り組んでおります。

2. 推進体制については、福祉と就労分野が連携する部局横断的な体制を構築すること。特に労働相談や就労支援に関しては、労働行政や労働組合が積極的に参画できる推進体制を構築するとともに、支援員等の人材養成は、労働相談にも対応できるような研修を計画されること。

(回答)

【健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課】

事業の推進に際しては、福祉、労働部局をはじめとする関係部局、関係機関等と連携しながら取り組んでいるところであり、法施行後においても、就労に係る相談や支援に関し必要に応じて関係機関等と連携していききたいと考えております。また、相談支援に関しては、高い支援技術を要するものであり、国において一貫性のある養成研修が実施されることとなっており、その活用を図っていききたいと考えております。

3. 2013 年度補正予算を積極的に活用し、民間の支援団体・関係者との連絡会議などを開催し、包括的な支援体制やネットワークづくりについて協議すること。また、これまで就労相談や生活相談を一体的に取り組んできた OSAKA チャレンジネットや大阪ホームレス就業支援センター、ライフサポートセンターおおさかななどのノウハウ等を活かし、包括的な支援体制が継続できるよう関係団体との連携を強化すること。

(回答)

【健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課】

関係団体との連携とその強化については、相談者の支援に係る状況やニーズも踏まえながら必要に応じて取り組んでいきたいと考えております。

4. 制度設計や運営にあたっては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることや家族の問題など多様な問題を抱えていることから包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援体制を整備すること。また、生活保護の水際作戦、就労の強制、貧困ビジネスの参入による労働法規の潜脱を招かないよう、関係機関や支援現場への趣旨の徹底をはかること。

(回答)

【健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課】

自立相談支援機関での相談支援においては、相談者の抱えている課題からニーズを把握し、本人の状況や主体性を重視しながら自立支援計画を策定して丁寧な支援を行うとともに、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐような体制整備に努めております。また、生活保護申請権の侵害など相談者の不利になることのないよう引き続き支援現場等への周知徹底を図ってまいります。

5. 2015 年度からの本格実施に向けて、支援員の確保等の体制整備、人材育成、支援ツールの拡充など必要な予算の確保をはかること。また、支援効果の評価にあたっては、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価される尺度を設定するとともに、支援を行わず放置した場合の社会的コストについて考慮すること。

(回答)

【健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課】

現在、平成 27 年度の生活困窮者自立支援法の施行に向け、本格実施に必要な自立相談支援機関の体制整備に向けた予算要求を行っているところです。

また、支援の実施による効果については、適正な評価となるよう努めてまいります。

6. 本人の状態や希望にあった就労先や居場所などの「出口」をつくっていく地域戦略を重視すること。また、就労訓練事業（中間的就労）や家計再建支援事業の受け皿となる協同組合、協同労働、NPO、社会的企業などが育つ仕組みや支援（補助、優先発注等）について検討すること。

(回答)

【健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課】

生活困窮者への支援については、本人の状況や主体性を重視しながら地域にある様々な社会資源を活用し、出口のある支援に結び付けることにより、生活困窮状態から脱却できるような仕組みづくりをめざしております。

また、就労訓練事業等については、その育成に係る仕組みや支援について今後研究を進めていきたいと考えております。

7. 生活困窮者支援制度の検討・実施・運営を通じて、生活困窮者・貧困を生み出す社会的背景や政策課題を明らかにし、生活困窮者を生み出さないための政策・制度の改善にフィードバックしていくこと。

(回答)

【健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課】

生活困窮者自立相談支援事業の実施を通じて、明らかになった生活困窮者や貧困を生み出す社会的背景や政策課題については、必要に応じて国に働きかけていきたいと考えております。

(7) メンタルヘルスやハラスメントの相談機能強化と法違反企業対策について

連合大阪や大阪府総合労働事務所、大阪労働局に寄せられる労働相談で、「職場のいじめ・嫌がらせ」に関するハラスメント相談が近年急増している。また、職場におけるメンタルヘルスの問題も増加していることから、予防対策や早期発見による適切な指導等が行えるよう相談機能を強化するとともに、労働基準監督署と連携し、マニュアル・ガイドライン等による啓発活動を強化すること。

さらに、長時間労働の強要や強制的残業代のカットなどの法違反を行う悪質な企業が社会問題となっていることから、相談を通じてそのような疑いがあれば、労働基準監督署とも連携し、適切な施策を講じること。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 雇用推進課】

本市では、雇用・労働に関する労働相談窓口を設け、職場におけるトラブルや悩みについて相談を受け、解決に向けてのアドバイスや支援を行っており、本庁や区役所での相談に加え、サンスクエア堺での週2回の夜間相談や社会保険労務士会との連携による月1回の土曜日の相談も実施しているところです。

また、職場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、大阪府や地域産業保健センター等との共催により、事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修を実施しています。

今後とも労働者や事業主の身近な相談機関として労働相談を継続するとともに、労働基準監督署をはじめ関係機関と連携した対応に努めてまいります。

(8) 仕事と生活の調和推進にむけて

女性の雇用状況で、とくに大阪は、出産・子育て期に低下するM字カーブ⁸の谷が全国平均より深い⁹が、女性全体で見ると就業希望者は全国平均より高くなっている。そこで、大阪府で取り組んでいる「男女いきいき・元気宣言⁹」登録事業者を増やす取り組みを強化し、労働局と連携し「くるみん」マーク¹⁰の認定について、引き続き企業へ周知すること。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 雇用推進課】

本市では、仕事と生活の調和のとれた働き方を推進するため、企業の人事労務担当者を対象に「ワーク・ライフ・バランスを考えるセミナー」を開催し、次世代育成支援対策推進法など関係する法令についての解説や先進企業の事例紹介に併せ、「くるみん」マークの周知も行っています。

また、女性の活躍を促進するため、さかいJOBステーション内「女性しごとプラザ」における総合的な就職支援に加え、今年度は、新たに、出産や育児、介護等を理由に退職された女性のキャリアブランク解消を支援する事業を開始したところです。

今後も引き続き、市内企業における、女性が働き続けやすい職場環境づくりと女性の活躍支援に取り組んでまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策（8項目）

(1) 関西イノベーション国際戦略総合特区の発展に向けて

関西イノベーション国際戦略総合特区¹¹を核に、規制の特例や財政・税制・金融などの支援と、「北大阪地区」「夢洲・咲洲地区」「大阪周辺地区」「阪神港地区」「関西空港地区」のエリア特性を生かし、日本の国際競争力の強化に向けて、国や府と連携して産業基盤を活用し、企業誘致、イノベーション創出や産業集積・活性化に取り組むこと。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 産業政策課】

本市が将来にわたり持続的に発展するためには、その原動力となる地域産業の維持及び拡大に向けた取組が必要であると考えております。

関西イノベーション国際戦略総合特区においては、堺市では、大阪府立大学なかもずキャンパスと地元の事業所が、BNCT（ホウ素中性子捕捉療法）の実用化を促進していく区域として、追加指定を受けているところです。

今後も、目まぐるしく変化する経済環境の中、企業ニーズを的確に捉えながら、中小企業支援や投資促進をはじめとする産業政策を、ベストミックスとして展開するとともに、関西イノベーション国際戦略総合特区の推進にも関わることにより、本市産業全体の底上げを図り、地域経済の活性化に寄与してまいりたいと考えております。

(2) 企業の流出防止と創業支援について

大阪府では2011年に引き続き、本社転出企業数が転入を上回り、前年を超える企業が移転していることから、市町村でも本社や事業所移転を食い止める大胆な企業立地補助や優遇税制施策を講じ、企業の流出防止と企業参入の促進を図ること。

また、大阪府における事業所の開業率も2.9%と低水準であることから、市町村でも創業・操業支援施策を充実させること。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 産業政策課】

事業所流出の防止、雇用の創出及び税源の涵養を図る観点から、堺市企業立地促進条例をはじめ、市内中小製造業のマザー工場立地補助制度及び都心地域業務系機能集積促進補助制度等の投資誘導施策を推進しているところです。堺市企業立地促進条例を改正し、市内における企業投資を促すとともに、引き続き、市内中小企業の技術開発力、人材力、及び経営力の強化を支援するなど、地域産業の維持及び拡大に向けて取り組んでまいります。

また、本市ではかねてから、産業支援機関との連携のもと、起業の苗床づくりから企業立地まで、地域が一体となって創業希望者・創業者を支援してまいりました。さらに平成26年3月、産業競争力強化法に基づき策定した本市の創業支援事業計画が、起業支援に熱心に取り組む自治体の一つとして、全国に先駆けて国から認定されたところです。

本計画の着実な実行により、起業・創業支援をさらに強化することで、新たな経済活動の担い手を創出し、地域の持続的な発展を図ってまいります。

(3) 観光産業の活性化について

来阪外国人旅行者数が2013年目標値を上回るなど、大阪観光局¹²が掲げた事業目標に対して成果はあがっているが、案内所の増設および案内員の増員、多言語標記への対応など、府や他の市町村と連携して、国際都市大阪に向けての施策を発展させること。

また、外国人向け府域Wi-Fiの環境整備や、観光施設発展のための税制優遇なども推進すること。

(回答)

【文化観光局 観光部 観光推進課】

本市では、大阪府、大阪観光局、関西国際空港周辺の泉州地域の自治体のほか、関西の政令市や府県とも連携のうえ、関西国際空港を利用する外国人旅行者の誘客に努めているところです。

今後さらなる誘客を図るうえで、観光案内所の機能充実のほか、多言語対応の観光サインやパンフレットの整備・配布を進めることで、外国人旅行者が市内を快適に観光いただけるような環境整備に取り組んでまいります。また、外国人旅行者のニーズも高いWi-Fiの設置についても、観光案内所への導入を図っておりますが、さらに大阪観光局や民間事業者とも連携のうえ、市内への整備・拡充を進めていきたいと考えています。

さらに、外国人旅行者を対象とした税制優遇に関しては、観光庁が平成26年6月に策定した「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」において「免税店（輸出品販売場）の拡大促進を図る」旨が表明されていることから、国や近隣自治体とも連携のうえ、免税店の拡大に努めていきたいと考えています。

(4) 中小企業の積極的な支援について

中小企業の経営基盤を強化し、中小企業が保有する技術・技能を活用することがものづくりの維持・強化と雇用の確保につながることから、技術・技能の伝承が行える施策を構築すること。そこでMOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）¹³を積極的に活用するとともに、また「ものづくりB2Bネットワーク¹⁴」による企業紹介件数は順調に増加していることから、成立・成約件数を可能な限り把握し、以降の事業展開につなげていくこと。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課】

中小企業の技術・技能を伝承するには、それを担う人材の育成が重要であることから、公益財団法人堺市産業振興センターにおいて、中小企業の次世代を担う人材育成支援策として、技術や知的財産に関するセミナーや、次世代経営者を育成する「ものづくり経営大学」等を開催しているところです。また本市では、特に伝統産業分野において後継者確保による技能の継承を図るため、伝統産業事業所の新規雇用者にかかる人件費補助を実施しています。

また、同センターでは、企業訪問により保有技術等の情報を収集し、製造業を中心に約1,200社の企業情報を蓄積しています。この情報を基に最適な相手先を紹介する企業間マッチングを実施しており、平成25年度は延べ886社を訪問し、134件のマッチングに結び付け、そのうち79件については、受注、見積、試作、サンプル提供など一定の進捗が認められたところです。

今後も国・大阪府等との連携を強化しつつ、人材育成支援や取引拡大・販路開拓支援等により、中小企業の経営支援を積極的に展開してまいります。

(5) 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業向け融資制度の実績状況を勘案し、制度の見直しも視野に含め、有効かつ実効性を高める制度にするため、必要な対策を講じること。また、制度を変更する場合は、変更内容を当該の中小企業に対し、速やかに伝えること。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課】

本市では、厳しい経営環境にある市内中小企業者を支援するためのセーフティネット融資制度として、「経営安定特別資金融資」を実施しております。本制度は、売上高が減少している場合に加え、売上総利益率又は営業利益率が減少している場合や事業多角化・事業転換を行う場合も融資対象としており、数多くの中小企業者の方からご利用いただいております。

また、市内中小企業者の設備投資等の前向きな資金需要に対応する制度として、「中小企業活力強化資金融資」を実施しております。本制度は、市が信用保証料を全額負担しておりますので、前向きな経営を推進する中小企業者にとって利用し易い制度となっております。

制度の周知につきましては、ホームページや広報紙による周知を図っているところです。また、窓口での融資相談を通じ、市内中小企業者のニーズに沿った融資制度を、本市制度のみならず大阪府や日本政策金融公庫の制度を含め広くご案内しております。今後も迅速かつ的確な周知を図るとともに、きめ細やかな支援に努めてまいります。

(6) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

市町村において、総合評価入札制度¹⁵の導入が進んでいない状況にある。早期に拡充できるよう、取り組みを強化すること。また、公契約条例ならびに公共サービス基本条例の制定にむけた取り組みを推進すること。

(回答)

【財政局 契約部 契約課】

本市では、平成19年度から建設工事において、総合評価落札方式を実施しております。

また、委託業務では、平成21年4月及び平成24年4月契約の本庁舎清掃業務並びに平成23年4月契約及び平成26年4月契約の西区役所外清掃等業務において、障害者等の就職困難者の雇用に関する取組等を評価項目に含めた総合評価入札を試行実施しました。

公契約条例及び公共サービス基本条例については、既に公契約条例を制定している自治体を視察するなど、公契約条例制定による効果、課題等を整理し研究を行っています。なお、労働基本法をはじめとする各種法令を遵守することについては、契約約款に明記しています。

(7) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺¹⁶の相談件数が依然として高くなっている。下請二法¹⁷や下請ガイドライン¹⁸等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り適切な行政指導を行うこと。とくに本年は消費増税があり、価格転嫁をさせない取引先企業も見受けられ、来年も消費増税が予定されていることから、公正取引の確保に向けて関係省庁と連携をはかり、より一層厳しく行政指導にあたること。

(回答)

【財政局 契約部 契約課】

本市の工事契約約款に「受注者は、この約款に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。」と明記しています。

また、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法及び下請適正取引等の推進のためのガイドライン等の趣旨を踏まえ、落札業者に対して、「下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること」や「工事費の積算は、公共工事設計（二省協定）労務単価に基づく労務単価で積算しているの、この点に十分留意し、建設労働者の賃金の支払について適切な配慮をすること」など元請下請取引の適正化に努めるよう文書で指導しています。

なお、業務委託では再委託を原則認めず、受注者が自らの責任において全ての業務を履行することを義務付けております。しかし、業務の性格上、相当の理由があるため業務の一部を再委託する必要がある、かつ、本市が認めた場合に限り一部業務を再委託することを可能としております。この場合においても、本市委託業務の契約書で「受注者は、この契約書の定めるところにより、別紙仕様書等に基づき、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法その他日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。」と明記しており、下請代金支払遅延等防止法などを含むあらゆる法令を遵守することを義務付けています。

(8) 非常時における事業継続計画（BCP）について

事業継続計画（BCP）¹⁹については、東日本大震災以降注目を集めているが、中小企業への普及率がまだまだ低い状況にある。専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、広く周知・徹底すること。また未策定の市町村は、早急に策定へ向けた取り組みを行うこと。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課】

本市では、市内中小企業に対して、BCP策定の必要性や重要性を説き、策定に向けた気運を醸成することが肝要であると認識しています。そこで、公益財団法人堺市産業振興センターでは、平成24年度からBCP策定に向けての啓発セミナーと、策定にかかる実務セミナーを開催しているところです。

啓発セミナー受講後のアンケートでは、「BCPの見直しを行っており、大変参考になった」「策定しているが、不十分であることが分かった」「BCPの考え方が分かり、今後に活かしたい」などの回答がありました。また、実務セミナーでは、策定済みであるが内容の見直しを行う企業や、受講に合わせて策定に取り組む企業が見受けられるなど、一定の成果があったところです。

今後、本事業の効果検証を行いつつ、BCP策定の重要性や有効性等の周知を図るとともに、市内中小企業がスムーズにBCP策定に取り組めるよう、専門家を派遣するなど積極的な支援を講じてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策（4項目）

(1) 地域医療の拡充について

①医療提供体制の確保

2013年に策定された大阪府保健医療計画²⁰が中間年となる。保健医療福祉の一次サービスを担っている市町村の役割は重要であることから、5疾病（ガン・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神）、4事業（救急医療・災害医療・周産期医療・小児救急を含む小児医療）及び在宅医療の2017年度設定目標値に到達できるよう、着実に取り組みを進めること。

(回答)

【健康福祉局 健康部 健康医療推進課】

ご指摘の通り、大阪府保健医療計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間としており、計画における目標数値の設定は、府全域について大阪府が行い、目標を達成するための方策としては、重点的に推進すべき事業を中心に、定期的に目標の点検を行うものとなっております。

計画の推進に当たっては、施策に関連する事業の進捗や目標の達成度について把握・分析を行い、計画の最終年度に目標が達成できるよう、評価および見直しを行うとしています。具体的には関係計画と整合をはかりつつ、計画の中間時点である平成27年度には、進捗状況等を評価し、大阪府医療審議会にて分析し進捗管理を行い、目標に対する進捗が十分でない場合はその原因を分析し、必要に応じて施策の見直しをはかり、PDCAサイクルが有効に機能するよう取り組んでいます。

この大阪府の分析や評価を通じ、堺市医療圏へフィードバックされた事項、健康増進事業や介護予防にも取り組みながら疾病予防に努めます。

②がん検診率の向上

大阪府民のがん検診率は、全国的にも低い水準にあり、胃がん、肺がん、大腸がんについては子宮がん、乳がんよりも低い受診率である。市町村として受診率を上げる効果的な「組織型検診体制²¹」を確立するための予算措置を講じること。

(回答)

【健康福祉局 健康部 健康医療推進課】

がん検診の受診率については、堺市においても大阪府と同様の傾向を示しており、全国に比べ低い受診率となっております。

今後とも、がん検診の受診率向上施策について先進市の事例などを参考に、市民が検診を受診する動機付けとなるような啓発について研究を重ね、受診率の向上に努めてまいります。

③不妊症・不育症²²の経済的負担軽減

2014年4月より不妊治療への助成対象範囲が一部変更され、2016年4月からは助成回数に変更されるなど新制度に移行される。経済的負担が大きいことから、広く住民に周知すること。また、流産や死産を繰り返す不育症治療助成事業についても予算措置を講じること。

(回答)

【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課】

一昨年、国において、不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討がなされ、平成26年度から不妊治療費助成制度が一部変更され、さらに平成28年度からも対象範囲及び助成回数が変わることとなっております。これら制度変更については、現在費用助成を受けておられる方はもとより、市民に広く周知する必要があると考えており、広報・ホームページへの掲載をはじめ、ポスター掲示やチラシの配架等、今後も引き続き周知を図ってまいります。

不育症治療については、従前から保険適用になっている治療方法に加え、平成24年1月には抗リン脂質抗体陽性などの血液が固まりやすい症状に対しても、予防的な治療に対する病院内及び病院内自己注射のいずれもが保険適用として認められており、不育症の原因が判明し、治療方法が確立されているものについては、ほとんどが保険適用となっております。

上記理由から、本市におきましては、現時点において、不育症に対する医療費助成については考えておりませんが、不育症で悩んでいる方への支援として、保健センターでの一般的な相談や、助産師による面接相談、専門家による講演会や同じ悩みを持たれる方の交流会等を実施し支援してまいります。

(2) 医療・介護サービスの連携と強化について

①地域包括ケアシステム²³の構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するため、地域包括ケアシステムの普及・定着を進めるとともに、地域包括支援センター²⁴の機能と役割を強化すること。

(回答)

【健康福祉局 長寿社会部 高齢施策推進課】

高齢者が安心して在宅生活が送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」について取組を推進し、市民に十分ご理解いただけるように、広く周知してまいります。

地域包括支援センターについては、多様化・複雑化する高齢者のニーズに対応できるように、職員の資質向上を図るとともに、地域の関係機関や団体との連携を強化し、より地域に密着した活動に取り組んでまいります。

②介護サービス事業者等に対する指導・監査の連携強化

2011年度まで実施されていた「介護職員処遇改善交付金」が、2014年度までの間介護報酬への円滑な移行に向けて「介護職員処遇改善加算²⁵」として創設されている。介護サービスに従事する介護職員の賃金改善効果を継続する観点から創設されたものであることから、介護サービス事業者等の不正な取り扱いがないよう厳正な指導・監査を強化すること。

(回答)

【健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課】

平成24年度介護報酬改定において創設された「介護職員処遇改善加算」について、本市では事業者の指導監査の際にこの報酬算定が正しく行われているか確認をしております。また、毎年度当初に当該年度の処遇改善計画書を提出いただき、また計画期間終了後には、実績報告書の提出を求め、計画どおり処遇改善が行われたかどうかの確認を行っております。

③認知症対策の強化

「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を推進する上で、地域での受け入れ体制を充実・強化するとともに、認知証サポーター²⁶やキャラバン・メイト²⁷の養成数が大阪府内総人口の割合に対して比率が低いことから、取り組みを強化し住民へ周知すること。併せて、本人の権利が守られ、法律的に支援するための成年後見制度²⁸についても広く周知すること。

(回答)

【健康福祉局 長寿社会部 高齢施策推進課】

本市においても、認知症についての取組は重要課題の一つと考えています。「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を推進し、認知症であっても適切な医療やサービスを受けることができるように努めてまいります。

また、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る「認知症サポーター」養成に取り組む、本市でも国の目標に基づき平成25年度までに約22,000人養成しております。さらに、平成26年度末までに25,200人の目標を掲げ、市民の理解と見守りの輪を広めるように働きかけを強化してまいります。

成年後見制度については、講演会の開催やパンフレットの配布等による周知を継続してまいります。

④認知症行方不明者対策

認知症の行方不明者の増加が社会問題化している。自治体や警察、民間支援組織などが連携した地域での見守り活動や、行方不明者の情報共有ができる都道府県警察間での自治体を越えたネットワークづくりを進めること。

また、医療機関や地域と連携した認知症患者を24時間体制で介護する家族へのサポート体制を整備すること。

(回答)

【健康福祉局 長寿社会部 高齢施策推進課】

徘徊により行方不明となった高齢者やその家族を支援するため、「堺市高齢者徘徊 SOS ネットワーク事業」を実施しています。これは、警察による捜索の補完的なものとして、公的機関をはじめ、民間事業者、自治会や民生委員などの協力機関の支援を得て、早期発見につなげる仕組みです。個人情報保護に配慮しながら、支援者や理解者を増やしていくことに取り組んでおります。

今後、情報共有のための都道府県警察間での自治体を越えたネットワークづくりについては、国や警察の動向を注視し研究してまいります。

また、地域包括支援センターでは、電話の転送システムを利用して土日や時間外でも電話での相談を受け付けております。更に、事前に予約していただければ休日でも対面による相談対応を行っており、相談者やその家族の困っていることや心配なことを安心して相談できる体制をとっております。

⑤総合的な介護支援制度の維持

医療介護総合確保推進法の成立に伴い、介護予防給付の一部が市町村事業に移行することとなる。要支援者のサービス水準の低下につながらないよう、保険給付と同様なサービスを保障すること。また、来年4月以降、特別養護老人ホームへの新規入所が「要介護3～5」の人に限られ、入居待機者や介護難民が増える恐れがあることから、早急に救済策を講じること。

(回答)

【健康福祉局 長寿社会部 高齢施策推進課、介護事業者課、介護保険課】

要支援者に対し、現行と同等のサービスの提供も行うとともに、多様な主体によるサービスも構築しながら、必要な方に必要なサービスを提供できる仕組み作りを進めてまいります。

また、介護保険制度の改正によって、平成27年度からの特別養護老人ホームの入所は原則、要介護3から5の方に限られることとなりますが、要介護1、2の方であっても認知症状や心身に障害がある等により、在宅生活が困難な方については、特例的に入所が可能であることも改正内容に併せて盛り込まれております。

本市においては、現在まで待機者の解消のため施設整備を行ってまいりましたが、今後も真に入所を必要とされる方に配慮し、施設等の整備を行ってまいります。

(3) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

①障がい福祉の総合的な取り組み

第3期大阪府障がい福祉計画²⁹が今年度で終了する。市町村における数値目標及びサービスの見込量の達成度合を検証し、次期計画の達成が図れるよう大阪府と連携し対策を講じること。

(回答)

【健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課】

現行の第3期障害福祉計画については、数値目標の項目ごとの実績や障害福祉サービスごとの利用実績を把握しつつ進捗管理を行っております。また、年度ごとにとりまとめた実績の集計は、大阪府に報告しております。

次期計画の第4期障害福祉計画は、本市の障害者のニーズ把握とともに現計画の達成状況も踏まえ、現在、策定作業を進めているところですが、同計画の策定後は、PDCAサイクルによる点検・評価を行うとともに、外部委員で構成する本市の附属機関の堺市障害者施策推進協議会において、計画の達成度合いの検証を行います。

本市としましても、上位計画である大阪府の障害福祉計画との整合を図りつつ、必要に応じて府との連携を行いながら、障害福祉計画の推進に取り組んでまいります。

②障がい者への虐待防止・予防

2012年度における障がい者福祉施設従事者、養護者及び使用者による障がい者への虐待について、大阪府及び市町村への相談・通報・届出件数が約540件となっている。虐待が疑われる家庭・施設への立ち入り調査による虐待の予防や早期発見に努めるよう、大阪府と連携し障がい者と養護者に対する支援措置を講じること。

(回答)

【健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課】

本市は、障害者虐待防止法の施行に伴い、虐待事案に対応するための体制整備を行うとともに、虐待案件の対応や虐待者・被虐待者の支援に積極的に取り組んできました。また、個別案件においては、これまでも必要に応じて、大阪府の助言や意見を聞き、その対応を進めてきたところです。

今後も引き続き、大阪府との連携に努め、障害者虐待の防止、早期発見から支援に向けて取組を進めてまいります。

(4) 子ども・子育て支援新制度³⁰への移行について

2015年度からスタートする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、ニーズ調査結果を踏まえ、新制度前の保育時間・質を新たな負担なく保障される計画となるよう策定すること。また、すべての子どもに育成環境を保障することや、待機児童の解消、放課後児童クラブの充実、保育士・幼稚園教諭などの処遇改善策について明示され、利用者負担の軽減を図る適切な公定価格³¹を設定すること。

(回答)

【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課、保育部 保育推進課、保育運営課】

子ども・子育て支援新制度につきましては、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくものであり、すべての子育て家庭を支援する仕組みとなっております。

保育所入所の待機児童解消施策については、認可保育所の創設や増改築、認定こども園や分園の整備を進めるなど、認可保育所を中心とした取組を行っています。

子ども・子育て支援新制度施行後においても、子育て世帯などのニーズ調査や多様な委員に参画いただいている堺市子ども・子育て会議での議論を踏まえ策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、引き続き必要な教育・保育施設等の供給体制の確保に努めてまいります。

また、本市では、堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で規定する基準を超える人員配置や、施設が必要とする職員の配置ができるよう、運営費以外に民間保育所運営補助金交付要綱に基づき運営補助を行っております。今後、子ども・子育て支援新制度での堺市独自の補助金については、国の施設型給付との整合性を図る中で本市の財政状況も見据えながら、引き続き保育環境及び保育内容の充実ができるよう内容を検討してまいります。

子ども・子育て支援新制度における利用者負担については、実施主体である市町村が、世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として定めることとされておりますが、国の水準が平成27年度予算編成を経て最終的に決定されるため、本市での最終的な決定時期は、国の決定後となります。

なお、本市における利用者負担の基本的な考え方については、応能負担を原則として、1号認定の利用者負担は現行の利用者負担の水準を基本に設定するとともに、2号及び3号認定の利用者負担は、現行の保育所保育料と同等を予定しています。また、短時間認定の利用者負担については、国水準と同様に標準時間認定の98.3%の利用料とする予定です。

【教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課】

本市では、放課後児童支援施策として、のびのびルームと放課後ルーム、また両事業の機能を併せ持ち、小学1年生から6年生までの希望する全ての児童を対象に「遊び・体験・交流・生活」の場を提供する放課後子どもプランモデル事業（堺っ子くらぶ）等を実施しているところです。平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まる予定であることから、引き続き保護者のご意見をお伺いしながら、事業の効果を検証する中で諸課題の解決や保護者ニーズへの対応に向けた放課後支援施策を構築してまいります。

また、本事業の一部負担金につきましては、受益者負担の適正化の観点から検討し、現在の負担額となっております。

※別途要請分

1. 保育の必要性の認定について

(1) 保育の必要性の認定について、ダブルワークや短時間労働と求職活動を行っている人など様々な実態がある中で、「その他、上記に類する状態として市町村が認める場合」により幅広い事由を認めること。

(回答)

【子ども青少年局 保育部 保育運営課】

子ども・子育て支援新制度において、保護者が市町村から保育の必要性の認定を受けるには、内閣府令である子ども・子育て支援法施行規則で定められた事由に該当することが必要であり、同規則第1条の規定では、就労や疾病、求職活動中などによる事由のほか、これらの事由に類するものとして市町村が認める事由が示されております。

本市では、保護者の就労状況等様々な実態を適正に把握し、国が示す運用等も確認しながら保育の必要性の認定に取り組んでまいります。

(2) 優先利用について、「その他市町村が定める事由」により保護者が障がいや有する場合も認め、また、幼稚園教諭、保育教諭、保育士だけでなく、放課後児童クラブ指導員の子どもも対象とすること。

(回答)

【子ども青少年局 保育部 保育運営課】

本市では、保護者が障害を有する場合は、保育が困難な状況を確認のうえ、保育の必要度を総合的に判断し入所調整を行っています。このような中、子ども・子育て支援新制度では、保育の必要性の認定を受けた子どもが特定教育・保育施設等を利用するに当たっては、保育の必要度の高い順に受け入れることが求められており、本市では、保護者が障害を有する家庭の児童について利用調整を行う際には、これまでと同様の取り扱いを行う予定です。

2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について

(1) 内容及び手続の説明及び同意

職員の免許・資格の保有状況、常勤・非常勤の別、経験年数・勤続年数、離職率なども明確に記載し、利用申込者に公表すること。

(回答)

【子ども青少年局 保育部 保育推進課】

子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において提供する教育・保育に係る情報を公表しなければならないとされています。

なお、情報公表の項目については、子ども・子育て支援法施行規則で規定されており、施設の情報として職員状況などが明記されています。

また、利用開始に際しては、保護者に対して運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、保護者の同意を得ることになっています。

(2) 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等

応諾義務を厳格に運用する。保護者との日常的なトラブルや、保育料の滞納があること等を「正当な理由」として受入拒否することは認めないこと。

(回答)

【子ども青少年局 保育部 保育運営課】

子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設等が利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとして、特定教育・保育施設等には応諾義務が課されています。

「正当な理由」の範囲や内容については、①定員に空がない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）、③その他特別な事情がある場合を基本とすることが国から示されており、その他特別な事情がある場合については、利用者による利用者負担と滞納との関係などが挙げられています。

本市としましては、子ども・子育て支援新制度のもと特定教育・保育施設等が適切に応諾義務を順守するよう、法規定の内容等について周知徹底してまいります。

(3) あっせん、調整及び要請に対する協力

「あっせん」・「調整」・「要請」の概念を明らかにし、特別な理由なく施設が協力しない場合は市町村の実施責任を発揮できるようにすること。そのため、「できる限り」という表現は盛り込まないこと。また、施設が「措置」された子どもを受け入れることを明確にすること。

(回答)

【子ども青少年局 保育部 保育運営課】

子ども・子育て支援新制度では、従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にしつつ、すべての子どもの健やかな育ちを重層的に保障するしくみとなっており、適切な施設・事業が確実に利用できるよう子ども子育て支援法や改正後の児童福祉法に市町村による関与が規定されております。

また、先の項目で述べましたとおり、特定教育・保育施設等には応諾義務が課されておりますので、特別な理由なく施設が協力しないことを市として認めることはできません。

(4) 利用者負担額等の受領

①「上乗せ徴収」について、支払いを求める場合は「保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない」とはされているものの、「質の向上」を理由に際限なく徴収できることになってしまうため上限を設定すること。

②「実費徴収」について、同様に支払いを求める場合は「保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない」とはされているものの、「便宜に要すること」を理由に際限なく徴収できることになってしまうため、具体的な項目を提示するなど制限を設けること。

③4項の五「前四号に掲げるもののほか、…」は基本的に盛り込まない。盛り込む場合はより具体的な項目を提示するなど、制限を設けること。その上で、経済状況に関わらず保護者が施設を選択・利用でき、子どもが平等に教育・保育を受けられるよう、一定所得以下の世帯への配慮を行うこと。

(回答)

【子ども青少年局 保育部 保育運営課】

国における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準では、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価については、利用者負担とは別に、一定条件の範囲で保護者から上乗せ徴収ができるとともに、日用品や文房具、行事参加費及び主食代等についても実費徴収が可能であることが規定されており、これらの費用を徴収する正当な根拠がある限り、市が規制することはできないものと考えております。

(5) 勤務体制の確保

幼稚園教諭・保育士等の処遇（社会保険の適用や常勤・非常勤の均等・均衡処遇等を含む）と職場環境の改善、研修機会の確保に努める。

(回答)

【子ども青少年局 保育部 保育運営課】

本市では、堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で規定する基準を超える人員配置や、施設が必要とする職員の配置ができるよう、運営費以外に民間保育所運営補助金交付要綱に基づき運営補助を行っております。

今後、子ども・子育て支援新制度での堺市独自の補助金については、国の施設型給付との整合性を図る中で本市の財政状況も見据えながら、引き続き保育環境及び保育内容の充実ができるよう内容を検討してまいります。

また、研修機会の確保については、保育士等の専門的知識や技術の向上を図り、全市的な保育サービスの充実につながるよう、系統化した研修の提供に努めてまいります。

3. 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営について

(1) 職員の数等

消費税率の10%への引上げに伴う0.7兆円の財源の範囲で設けられ、3歳児に係る職員配置の20:1から15:1への改善のための加算措置を十分に周知すること。また、その他の区分を含め、地方単独予算により実質的な職員配置の改善に努めること。

(回答)

【子ども青少年局 保育部 保育運営課】

加算措置を含めた国の施設型給付の内容につきましては、事業者説明会を通じて、資料を配付するとともに、口頭による説明を行っております。また、子ども・子育て支援新制度での堺市独自の補助金については、国の施設型給付との整合性を図る中で本市の財政状況も見据えながら、引き続き保育環境及び保育内容の充実ができるよう内容を検討してまいります。

(2) 園舎に備えるべき設備

食事の提供について、年齢や規模に関わらず外部搬入は原則認めず、すべて自園調理とすること。

(回答)

【子ども青少年局 保育部 保育運営課】

堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例では自園調理を原則としており、保育所において国の通知で認められている3歳児以上の給食の外部搬入にかかる規制はしておりませんが、現在のところ外部搬入を実施している施設はありません。

本市としましては、一人ひとりの子どもの食を通じた健全育成を図る観点から、保育所や幼保連携型認定こども園等において、安心・安全な給食が図られるよう、引き続き指導・助言をしてまいります。

4. 家庭的保育事業等の設備及び運営について

(1) 職員 ※小規模保育B型、小規模型事業所内保育共通

①職員の免許・資格の保有状況を利用申込者に公表すること。

②A型移行のための加算措置を十分に周知するとともに、全員が免許・資格を取得できるよう支援を行うこと。

(回答)

【子ども青少年局 保育部 保育推進課】

子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において提供する保育に係る情報を公表しなければならないとされています。なお、情報公表の項目については、子ども・子育て支援法施行規則で規定されており、施設の情報として職員状況などが明記されています。

また、利用開始に際しては、保護者に対して運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、保護者の同意を得ることになっています。

小規模保育事業等の保育士配置については、事業者に対して、公定価格で段階的に加算するとともに、保育士の職業紹介事業を実施するなど、A型移行に向けた支援について取り組んでまいります。

(2) 設備の基準（事業所内保育のみ）

社員食堂の活用も可能とされているが、乳幼児に食事を提供し、アレルギーなどの個別対応も必要となることから、安全・衛生面の確保について厳重なチェックを行うこと。

(回答)

【子ども青少年局 保育部 保育推進課】

事業所内保育事業等の保育施設において、一人ひとりの子どもの食を通じた健全育成を図る観点から、食育はきわめて重要であると考えています。社員食堂の活用の有無に関わらず、安心・安全な給食が図られるよう、指導・助言をしてまいります。

5. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営について

(1) 設備の基準

①「おおむね1.65㎡以上」は原則確保すること。その上で、「質の向上」のため、また、対象年齢が拡大することもあり、子どもの成長を考慮しつつ、改善に努めること。

②専用区画はカーテンやパーテーションではなく、明確な仕切りによる空間を確保すること。

(回答)

【教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課】

面積基準については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）に従い、活動場所を確保したいと考えております。また、省令第9条第3項では、「利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。」とされており、区画の共用利用が可能となっております。これらの基準に従い、今後も計画的に専用区画を確保したいと考えております。

(2) 放課後児童健全育成事業者の知識及び技能の向上等

職員の処遇（社会保険の適用や常勤・非常勤の均等・均衡処遇等を含む）と職場環境の改善、研修機会の確保に努めること。

(回答)

【教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課】

本事業の指導員は、受託事業者が雇用する非常勤職員等であり、雇用条件については、当該受託事業者において就業規則等により定めています。

(3) 職員

①従事する者が全員有資格者となるように努めること。

②「おおむね40人以下」は原則確保すること。その上で、「質の向上」のため、また、対象年齢が拡大することもあり、子どもの成長を考慮しつつ、改善に努めること。

(回答)

【教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課】

職員の配置については、省令で定める基準に従い、必要人数を配置したいと考えております。また、職員の資格要件及び施設における支援単位の構成方法についても、省令の基準に従い、定めたいと考えております。

(4) 運営規程

職員の免許・資格の保有状況、常勤・非常勤の別、経験年数・勤続年数、離職率などを利用申込者に公表すること。

(5) 職員の経過措置

都道府県知事が行う研修の修了予定者の状況を利用申込者に公表すること。

(回答)

【教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）には、従うべき基準として放課後児童支援員の資格要件が示されておりますが、放課後児童支援員の資格の保有状況や経験年数などの個人情報の公表を求めた規定は示されておられません。

4. 教育・人権・行財政改革施策（6項目）

(1) 35人学級の実施にむけて

子どもたちにとって学習面・生活面からも効果が見られること、また自治体の財政力によって子どもたちの受ける教育条件に格差を生じさせないため、小学校3年生以上においても35人学級を実施するよう、大阪府と連携し国に対して強く働きかけること。

特に平成29年度からの権限委譲を契機として、堺市独自に35人学級の実現に取り組むこと。

(回答)

【教育委員会事務局 総務部 教職員人事課】

義務教育諸学校の学級編制の基準及び教職員の定数については、現在のところ「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）により、都道府県の教育委員会が定めることとされております。大阪府教育委員会では、1学級40人を基準とし教員定数を定めておりますが、平成19年度から小学校1・2年生については35人を基準としております。本市といたしましては、学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について国及び大阪府教育委員会に引き続き要望するとともに、平成29年度からの権限移譲に向けてより効果的な学級編制について研究を進めてまいります。

(2) 奨学金制度の改善について

日本学生支援機構奨学金の併用者（第一種と第二種両方の奨学金を貸与される者）は、返還額が多額となることから、第一種奨学金だけではなく第二種奨学金についても所得連動型の返還制度³²を導入するよう、大阪府と連携し国に対して強く働きかけること。

(回答)

【教育委員会事務局 学校管理部 学務課】

指定都市教育委員・教育長協議会を通じて、日本学生支援機構の第二種奨学金貸与者及び第一種と第二種貸与併用者に対する所得連動型の返還制度の導入について国に要望しております。今後も日本学生支援機構における一層の奨学事業の充実について国に対して要望してまいります。

(3) 労働教育・社会教育の取り組み強化について

幼児期から高等教育段階までの教育課程において、年代にあった勤労観・職業観を養い、働く者が保護される労働法などに関する知識を学ぶ機会を拡充すること。

(回答)

【教育委員会事務局 学校教育部 学校企画課】

本市においては、子どもたちが働く意義等について考え、これからの社会環境の変化に対応できるよう、子どもたちのキャリア発達支援と社会的・職業的自立に必要な力の育成に取り組んでおります。

各学校では、地域人材を活用した職業講話や中学校を中心とした職場体験学習、堺ゆかりの著名人や、社会の多様な分野における専門的知識・技能を有する人材を講師とした取組を行うとともに、社会科において社会保障、税や労働に関する法などについての学習を行っております。

また、こうした取組が全ての教育活動を通して行えるように、小中学校の教員を対象にキャリア教育教員研修を実施しています。

今後も、勤労観・職業観を養うとともに、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成に努めてまいります。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

最近深刻化するストーカー被害など、人権侵害に関わる問題について相談対応をより強化し、女性相談員を配置するなど体制を充実させること。

(回答)

【市民人権局 人権部 人権推進課、市民生活部 市民協働課、男女共同参画推進担当 男女共同参画推進課、子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課】

人権侵害に関わる相談対応につきましては、人権部をはじめ、各区役所や人権ふれあいセンターなど市民にとって身近なところに人権相談窓口を設置しております。各区役所では市民相談員による相談のほか、月1回、人権擁護委員による人権相談も行っております。

ストーカー被害を含め、実際に犯罪被害に遭われた方やそのご家族につきましては、市民協働課内に設置しています犯罪被害者等総合相談窓口において相談をお聞きし、必要に応じ専門の相談員によるカウンセリングを受けていただいております。その他、警察や民間支援団体と連携し、一時避難住宅の提供などの各種支援を実施しております。

また、ドメスティック・バイオレンスいわゆるDVにつきましては、従前から各区役所に女性相談員を配置し、被害者の相談・支援を行っております。また、平成24年7月に、堺市配偶者暴力相談支援センターを開設し、DV専用電話を設置して相談等を行っております。DVの相談を受けた際には、警察や婦人相談所と連携して支援を行うなど、今後とも、各区女性相談員と配偶者暴力相談支援センター及び庁内外関係機関と連携しながら、引き続き、相談等に対応してまいります。

(5) 地方税財源の確保に向けて

今年度の税制改正により、法人住民税法人税割の一部の地方交付税原資化による偏在是正措置が講じられたものの、消費税率10%段階においても、地方財政への影響に配慮し、必要な税財源が確保される制度となるよう、国へ積極的な要請を行うこと。

(回答)

【財政局 税務部 税政課】

近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し税制上十分な措置がなされていないことなどに加えて、地方法人税が創設されたことにより、都市税源は更に不十分な状況となっています。

また、少子・高齢化対策、低炭素・循環型社会への転換、防災・減災事業などの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

「社会保障と税の一体改革」は、社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、だれもが安心して利用できるようにするための改革であり、引上げ分はすべて子育て、医療、介護、年金など社会保障のために使われます。

このような状況をふまえ、本市においては、指定都市市長会を通じて政府並びに関係機関において適切な措置を講ずるよう要請しています。本市にとって必要な税財源が確保されるよう引き続き要請を続けていくと共に、国の動向についても注視してまいります。

(6) 個人番号（マイナンバー）利用開始に向けて

2016年1月の個人番号（マイナンバー）³³利用開始を見据え、制度導入のための市町村内体制の整備や担当職員の育成を図ること。併せて、税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を強化すること。

(回答)

【総務局 行政部 社会保障・税番号制度準備室、財政局 税務部 税政課】

個人番号（マイナンバー）の利用開始に向け、平成26年4月に総務局行政部への社会保障・税番号制度準備室の設置をはじめ、今後も各制度所管課や区役所等関係部署と連携し、体制の整備を図るとともに、マイナンバーの取扱いに関する職員向けの研修を開催するなど、担当職員の育成に努めます。

また、マイナンバーに関する税制改正の内容については、市民や企業に対して市ホームページや広報さかいなど、機会あるごとに周知するよう努めます。

5. 環境・食料施策（6項目）

(1) 省エネ対策の推進について

節電や省エネ対策において、コンパクトで地道な「省エネ・創エネの街づくり」などの環境政策を大阪府と連携して推進すること。

さらに、事業者が省エネに取り組む際の技術的・財政的な活動支援、特に中小企業の活動を支援する補助制度を充実させること。また、個人のエコ住宅整備促進のための補助金制度の創設・充実に取り組むこと。

(回答)

【環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課】

本市では、中小企業を対象に高効率照明や高効率空調などの省エネ設備を導入した場合、その費用の一部を補助する事業を実施しています。また、事業者等の省エネ・節電推進を支援するため、省エネルギーに関する知見を有する者を省エネアドバイザーとして派遣する事業を今年度から開始しました。

さらに、個人のエコ住宅整備に関しては、昨年10月からスマートハウス化支援事業として、太陽光発電施設を含む、省エネ、創エネ、蓄エネ機器の導入を総合的に支援する制度を開始しております。今後ともこれらの事業等に基づく技術的・財政的支援活動の更なる推進を図ってまいります。

【建築都市局 開発調整部 耐震化推進室】

本市では、耐震改修工事と併せて、断熱改修に要する費用の一部を補助することにより、住宅の耐震改修の促進と省エネ化の推進に取り組んでいるところです。ご要望を踏まえ、今後とも制度の拡充に努めてまいります。

(2) エコカー普及に向けた取り組みの強化について

大阪府内でのエコカー普及をより推進するため、市町村などが運営する駐車場の利用時に割引対象とするなど、エコカー利用に対してインセンティブを与えるような、時限的エコカー優遇措置の実施を検討すること。

(回答)

【環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課、環境保全部 環境対策課】

エコカー利用の優遇措置として、本市では、「公用車 EV カーシェアリング」事業の中で市民による電気自動車の利用機会を創出しているほか、区役所など市内 10 カ所の市関連施設の駐車場に充電器を設置し、利用者には、駐車料金の割引ではなく、無料で充電できるよう配慮しています。

また、公共交通を担う路線バスについては、環境への影響を改善すべく、ハイブリッドバスの導入を促進します。今後とも、エコカー普及のため、必要に応じて他部署とも調整をしながら、効果的なインセンティブについて検討してまいります。

(3) ごみの減量化、リサイクル率アップについて

市町村では、それぞれごみ減量化の取り組みを推進しているが、事業系ごみは全国平均から見ても未だ高い水準にある。ごみ減量の取り組みをさらに推進するためにも、事業者、一般家庭ともにごみの分別回収の徹底やリサイクルの推進についてキャンペーンを実施するなどの積極的な取り組みを展開すること。特に、食品廃棄物の大幅削減のために、小中学校での社会科や総合学習の時間、また食育プログラムの中でも食品廃棄物の問題を盛り込むことや、食品ロス³⁴の削減活動を行う民間団体（フードバンク³⁵など）とも連携した施策を実施すること。

また、循環型社会の実現のため、リサイクル製品の購入（グリーン購入³⁶）が促進されるよう、総合的な環境対策を実施すること。

(回答)

【環境局 環境事業部 資源循環推進課】

ごみ減量化の取組について、事業者に対しては、建築物の延べ床面積が一定基準以上の所有者を対象に、「事業系一般廃棄物減量等計画」の提出と「廃棄物管理責任者」の選任及び届出を義務付け、訪問指導を行うなど、食品ロスの削減を含めた排出量削減、適正排出向上に向けた取組を進めています。

一般家庭に対しても、「ごみの 4R 運動」を基本方針とし、出前講座やイベント啓発を実施するなど、ごみの減量やリサイクルの推進に取り組んでいます。また、そうした中で、「食品ロス削減」についても、重要な取組の一つとして取り上げ、啓発を行っています。

【環境局 環境都市推進部 環境政策課】

リサイクル製品の購入に関しては、堺市グリーン調達基本方針及び調達方針に基づき、今後も本市において環境に配慮した物品等の調達に取り組むとともに、市民、事業者に対しても同様の取組を促進してまいります。

【教育委員会事務局 学校管理部 保健給食課、学校教育部 学校企画課】

本市では、持続可能な社会の構築について、子どもたちに当事者意識をはぐくみ、課題解決に向けて主体的に実践できるよう、環境教育に取り組んでいます。

各学校では、小中 9 年間を見通し、社会科、理科や総合的な学習の時間等において、地域の課題に応じて、環境教育サポーターなどの地域人材を活用した学習を進めるとともに、児童会や生徒会によるペットボトル回収などの取組も行っています。また、「食育の全体計画書」を毎年度当初に作成し、学校給食から出るゴミや残菜の環境に配慮した取り扱いについて、計画的に学習に取り組んでいます。

今後も、家庭や地域と協働し、身近なところから行動できる資質や能力を身に付けることができるよう、環境教育の充実を図ってまいります。

(4) 水循環の実態把握と条例の制定について

水循環基本法³⁷の成立に伴い、市町村においても「水循環基本計画」に準ずる行動計画を策定すること。策定に当たっては、住民の声が反映されるよう、労働者代表や利用者をはじめとするステークホルダーが参画した検討の場を設置すること。また、水循環の実態を把握するとともに、湧水保全、雨水貯留対策、河川災害対策なども含めた総合的な流域治水に関する条例を制定すること。

(回答)

【建設局 土木部 河川水路課】

本市では、一級河川狭間川、二級河川内川・土居川・内川放水路、準用河川及び普通河川を管理しております。河川災害対策としまして、準用河川、普通河川については、概ね 10 年間に 1 回程度の確率で降る雨の規模（時間雨量約 50mm）の洪水を安全に流下させることを目標とした整備を進め、また、一・二級河川においては、河川法に定められた河川整備計画に基づいた整備を進めております。

【環境局 環境保全部 環境共生課、環境対策課】

水環境の保全に係る具体的な取組として、環境局では、水質汚濁防止法に基づく公共用水域等の水質測定による環境監視、事業者への規制・指導、生活排水汚染対策の普及啓発及び水生生物の生息分布状況調査等の各種取組を行っています。

【上下水道局 下水道部 下水道計画課】

下水道部は、雨水の急激な下水道への流出を抑え、雨に強いまちづくりを進めるため、平成 24 年に堺市雨水貯留タンク設置助成金制度を開始し、堺市内の住宅や事業所に雨水貯留タンクを設置する方に、購入・設置費用の一部を助成しています。

水循環基本法の成立も踏まえ、今後も同制度の適切な運用・普及促進に努めていきたいと考えています。

(5) 食品の安心・安全の向上について

食の安全性確保のため、保健所などにおける食品衛生業務の拡充や、食品に関する苦情相談、製造・流通段階での監視・指導などを強化すること。特に、今後の食品表示法³⁸に関連した施策の具体的な実施に向け、大阪府と連携し、取り組みの周知、施策の運用など、混乱を生じないように計画的に行うこと。

(回答)

【健康福祉局 健康部 保健所食品衛生課】

本市では、地域の実情と市民の意見を踏まえた「堺市食品衛生監視指導計画」を策定し、この計画に基づいて、営業施設の監視指導並びに市内で製造・流通される食品の抜き取り検査等を実施し、食の安全確保に取り組んでおります。

食品表示法につきましては、平成 27 年 6 月の施行に向けて、現在も国の作業が進められています。食品の偽装表示が後をたたないことから、府域で食品表示を所管する国、府、他自治体と連携したオール大阪での取組を強化しており、引き続き、合同監視、消費者及び事業者への情報提供等を行い、適正な表示の徹底を図ります。

(6) 地産地消の取り組み強化と 6 次産業化の推進にむけて

①地産地消の推進

地域の食糧自給力の向上をめざし、地産地消の取り組みをさらに推進すること。具体的には、①「大阪産(もん)」³⁹のビジネスマッチング事業や観光産業との連携、②地域産の食材を学校給食や福祉施設などで積極的に提供すること、③幼稚園・保育園・小学校・中学校などでは食育推進の取り組みと連携を図るなどの総合的な取り組みを実施すること。

(回答)

【産業振興局 農政部 農水産課】

本市では堺産農産物「堺のめぐみ」の取扱店や販売店の拡大など地産地消の取組を推進しています。またビジネスマッチングとして、「堺のめぐみ」を活用した農商工連携等に取り組んでいます。また地域産の食材を学校給食の食材として提供するため、取組を進めてまいります。

【子ども青少年局 保育部 保育運営課】

本市では、市内すべての保育所において食育への取組を推進するため、食育にかかる先進的な実践報告を含む交流会の開催や、保護者への情報提供等を行っております。今後も、保育所保育指針や堺市食育推進計画に基づき、市内保育所における食を営む力の育成に取り組んでまいります。

【教育委員会事務局 学校管理部 保健給食課】

本市では、児童が生産者や地域の自然等に対する関心と理解を深め、感謝の念を育む教育的効果をもたらすとともに食に関する指導の「生きた教材」として活用できることから、可能な限り、学校給食に地場産物を使用していきたいと考えております。また、「未来をつくる堺教育プラン」では、「食育の推進」を重要施策とし、学校園における教育活動全体を通じて、系統的に育む「縦につながる食育」を推進しているところです。

②6 次産業化の推進と担い手の確保・育成

地域資源を活かした 6 次産業化⁴⁰の推進のためにも、農産物にとどまらず、大阪の木材・間伐材の利用や大阪で獲れた魚介類など、林業・水産業も視野に入れた取り組みを展開すること。さらには、農林水産業の担い手確保と育成のため、事業が安定的に継続できる経営所得の確保などを通じ、生産活動の維持・発展・競争力強化につながる具体的な施策を講じること。

(回答)

【産業振興局 農政部 農水産課】

6次産業化につきましては、堺産農産物「堺のめぐみ」を活用した取組をすすめておりますが、農産物以外の産品におきましても、同様の取組を検討してまいります。

農業の担い手確保につきましては、就農前の相談から、技術習得、農地の取得、農業用機械の整備等、段階に応じた支援を行うことで、新規就農者を育成しているところです。また農産物に関しても、直売や地域ブランド化などへの支援を通じ、生産活動に対する施策を講じております。今後とも国・府の施策を活用するとともに、地域の実情に応じた市の施策の充実を図ってまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（7項目）

(1) 住宅弱者への居住確保にむけて

障がい者世帯、高齢者世帯、低所得者世帯、ひとり親家庭、DV被害者世帯など、住宅政策においても配慮が必要な福祉世帯に対する住宅施策について、これまでの市営住宅の応募・入居状況を明らかにすること。さらに入居できなかった世帯に対する情報提供などを含む支援策など、住宅弱者への対策をより手厚く実施すること。

(回答)

【建築都市局 住宅部 住宅まちづくり課、住宅管理課】

市営住宅においては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（いわゆる「住宅セーフティネット法」）第1条に規定する住宅確保要配慮者のうち、障害者世帯、高齢者世帯及び子育て世帯について、一般の募集枠とは別に優先募集枠を設定し、過去5年間で計163戸募集したところです。

今後とも、住宅確保要配慮者等に対する居住の安定の確保を図るため、市営住宅への優先入居枠の拡充について検討を進めるとともに、他の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用した、住まいのセーフティネット機能の向上に努めてまいります。

(2) 交通網の施策強化にむけて

2013年12月に公布・施行された交通政策基本法⁴¹に基づく国の「交通政策基本計画」が2014年11月に策定される予定となっている。これを受けて、大阪府が策定した「公共交通戦略」も踏まえ、住民が利用しやすい交通手段を確保することなど、地域の実情に応じた総合的な交通・運輸政策を推進するよう、今後の交通政策全般についてどのような取り組みがなされるのかを明らかにすること。新たな取り組みを行うにあたっては、交通運輸産業に従事する労働者代表を関連する審議会などに参画させるなど、利用者、地域住民の意見を必ず反映させること。

また、市町村においても、交通政策基本法に努力義務として位置づけられている「交通政策基本計画」を策定すること。さらに、各市町村での交通・運輸やまちづくり施策の推進に当たっては、これら関連施策を横断的・一元的に取り扱う専門部署を設置すること。

(回答)

【建築都市局 交通部 交通政策課】

本市では、公共交通ネットワークの形成や公共交通の利用促進、利便性向上など、公共交通のあり方や交通施策を示す総合都市交通計画の検討を進めており、平成23年度に市民や公共交通事業者、堺市などによる公共交通検討会議において方向性をとりまとめました。

平成24年度以降は、公共交通ネットワークを含む都心交通のあり方の検討をはじめ、おでかけ応援バスの拡充や乗合タクシーの運行などの地域内公共交通の充実、阪堺線の存続・活性化に向けた支援など、公共交通の利便性向上や利用促進に向けた取組を進めているところです。

なお、乗合タクシーの運行などについては、道路運送法に基づく地域公共交通会議を設置してご議論いただいているところであり、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体から委員を選任しております。引き続き、交通政策基本法の理念や今後示される国の交通政策基本計画の内容を十分に把握したうえで、本市の総合都市交通計画の方向性を踏まえた交通政策について検討を進めてまいります。

なお、総合的な交通施策の推進にあたりましては、検討庁内委員会を開催するなど、関係部署との連携や施策の整合を図るとともに、広く市民の皆様からご意見をいただきながら、引き続き交通に関する取組を進めてまいります。

(3) 自転車運転者のマナー向上と自転車レーンの整備について

2013年12月施行の改正道路交通法で路側帯での自転車の左側通行が義務化されたが、自転車運転者のマナーの問題などもあり、自転車に関連する事故は多発している。道路上での自転車事故を防ぐため以下2点について具体的な対策を講じること。

- ①改正道路交通法の趣旨を広く周知するとともに、自転車運転者のマナー向上のため、警察による監視強化期間やキャンペーン期間を設けた住民への啓発活動など、運輸局や大阪府、関係事業者とも連携した取り組みを行うこと。

(回答)

【建設局 土木部 土木監理課】

本市では、今回の道路交通法の改正に伴い、交通安全教室や講習時における周知や、広報さかい・ホームページへの掲載、区民まつりや主要駅頭、大型商業施設等での街頭啓発に加え、中学校、高等学校における安全教育教材の一環として、啓発用リーフレットを配布するなど改正の趣旨やポイントについて周知を図っているところです。

また、本市、大阪地方検察庁、近畿運輸局、大阪府、大阪府警察本部等26の機関で構成する大阪府交通対策協議会では、自転車利用者のルールの遵守とマナーの向上を目的に、9月（一昨年までは11月）を自転車マナーアップ強化月間と定め、関係団体・機関等との連携のもと広報・啓発に努めています。

しかしながら、自転車のルールやマナーに対する認知度や認識度は、まだまだ低く、また、自転車の関連する交通事故件数は減少傾向にあるものの、全交通事故件数に占める割合は依然として高いことから、今後におきましても、これまで行ってきた対策を継続して実施するとともに、さらに効果的な手法・手段による広報・啓発に取り組んでまいります。

- ②自転車レーンの整備を早急に行うこと。その際には、歩道および車道と構造的に分離した自転車レーンの整備を検討すること。また、バスの停留所やトラック・タクシーベイにおける動線の確保、集配車両やバス・タクシーなど、駐停車が欠かせない車両に配慮した施策を講じること。

(回答)

【建設局 自転車まちづくり推進室 自転車道整備担当】

自転車道や自転車レーン等の自転車通行環境整備につきましては、『堺市自転車利用環境計画』（平成25年6月策定、61ページ参照）に記載のとおり、平成25年度から平成29年度までの5カ年間で約20kmの整備を目標としており、その達成のため、今後も順次検討・整備を進めてまいります。

バス停留所等、停車が避けられない箇所につきましては、乗降客等と自転車利用者との錯綜が生じる危険性がありますので、整備形態や路面表示・看板等による安全対策について、所轄警察等と協議をしながら設計並びに整備を行っております。

(4) 災害対策の強化にむけて

①社会インフラ対策強化にむけて

電気・ガス・上下水道・情報通信などのライフラインの基幹設備や管路の耐震化が促進されるための取り組み、および主要幹線道路や橋梁のメンテナンスにも着目した十分な予算措置などを行い、社会インフラの耐震化を早急に進めること。

また、ライフライン事業者などの関係企業・防災関係団体との連携の際には、ICT⁴²を活用した情報共有システムなどを構築し、大規模な災害発生に備えること。

(回答)

【危機管理室 危機管理担当】

本市では、ライフライン事業者などの関係企業・防災関係団体といつでも連携体制が取れるよう、専用電話や防災無線を設置するなど連絡手段を確保し、情報収集・共有ができる体制をとっております。

また、本市では、市災害対策本部設置時の災害広報活動に関しては、広報情報の不統一を避け、的確な情報を提供するため、ライフライン事業者などの関係企業・防災関係団体と調整のうえ市災害対策本部において実施することとしています。

ICTを活用した情報共有システムの構築については、国や大阪府等の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

【建設局 道路部 道路整備課、土木部 土木監理課】

緊急交通路や津波避難路等に架かる「橋梁の耐震化及び長寿命化」、主要幹線道路等の「道路施設の定期的な点検と計画的な維持管理」、防災機能の強化につながる「都市計画道路の整備」など、災害時に重要となる社会インフラの対策強化を引き続き進めてまいります。

【上下水道局 上水道部 配水計画課】

上水道管につきましては、平成 25 年度末現在、市内全域で約 2,400 k m の水道管が布設されておりますが、新世紀第二次配水施設整備事業計画（第二期）（計画期間：平成 25～29 年度）を策定し、計画的に水道管の更新による耐震化を実施しております。

【上下水道局 下水道部 下水道計画課】

下水道施設の大半は地下構造物であり、すべての施設を短期間に耐震化することは、非常に困難なことから、施設被災時の社会的影響度や緊急性を勘案して、耐震化する施設を重点化して対策を進めています。

下水道管路については、避難所と処理場を結ぶ管路や緊急交通路下及び軌道下の管路等を重要な管路として位置づけ、処理場・ポンプ場施設については、公衆衛生保全のための処理機能確保や人命に関わる災害の抑制といった観点から施設を重点化し、耐震対策を進めているところです。

②非常時における情報提供と避難行動要支援者の支援体制について

大規模災害など、緊急事態発生時に、大阪府域にいるすべての人（旅行者や外国人、高齢者や障がい者などを含む）が避難・防災情報にアクセスできるよう、ICT を活用した「防災情報伝達システム」を整備し、高い防災性を備えた街づくりを推進すること。

また、災害発生時の避難行動要支援者への支援について、地域の企業や学校などと連携したネットワークを構築し、迅速な避難ができる体制を構築すること。さらに、地域での避難行動要支援者の実態把握を行い、避難後の生活支援も想定した福祉避難所⁴³の設置を推進すること。

（回答）

【危機管理室 危機管理担当】

本市では、ICT を活用した緊急事態発生時の避難・防災情報の伝達手段として、平成 25 年 6 月から「堺市防災情報システム」を運用しており、大規模災害発生時には、堺市ホームページのトップ画面を防災用画面に切り換え、「避難勧告・指示等の情報」、「避難所開設情報」、「安否情報」、「生活支援情報」等、災害関連情報を提供いたします。

また、大阪府及び府下 43 市町村では、携帯電話やスマートフォンから国民保護情報、避難勧告・指示状況、避難所開設情報、津波、地震、台風、気象特別警報・警報・注意報、竜巻注意情報、土砂災害、水防警報、光化学スモッグ、その他緊急情報など、多くの情報を入手できる「おおさか防災情報メール」の登録を推進しています。

その他にも、本市では、ツイッターや防災アプリ「みたちよ」による情報伝達も行っております。

今後も市民の皆さまに対して、「おおさか防災情報メール」やツイッターへの登録や「みたちよ」のダウンロードを行っていただいて情報を入手し、迅速・的確な避難行動につなげていただくよう、PR の取組を行うなど、利用者の増加を図ってまいります。

また、避難行動要支援者の心身状況や家族による避難支援の可否状況等の訪問調査を民生委員児童委員の協力を得て 86 小学校区で実施し、リストを作成するとともに、平常時から地域での自助・共助の仕組みづくりを推進するために、調査の際に本人同意を得た避難行動要支援者の一覧表を民生委員児童委員、自治連合会、校区自主防災組織、校区福祉委員会に提供しております。

今後も未実施小学校区での訪問調査を推進するとともに、市民の皆さまをはじめ福祉事業者など多様な主体の参加のもと、地域でのお互いの関係づくりを通じた避難行動要支援者の支援の仕組みづくりを進めてまいります。

福祉避難所については、現在、80 施設を指定しておりますが、引き続き指定の推進を図ってまいります。

③津波への対策強化

今後発生が予測されている巨大地震による津波の発生に対し、大阪府と連携し必要な対策を早急に講じること。特に、臨海工業地帯や石油コンビナート地区における企業の防災・減災対策についても積極的に推進すること。

(回答)

【危機管理室 危機管理担当】

千年に一度あるいはそれよりも発生頻度の低い最大クラスの地震津波の想定のもと、平成 25 年に大阪府が南海トラフ巨大地震の津波による浸水域や被害想定を発表しました。

本市ではその発表を受け、平成 25 年度末までに津波ハザードマップの作成配布、津波避難計画の策定を行いました。堺市では地震発生から津波到達まで 100 分あることから、JR 阪和線を目標に東の標高の高いところへ徒歩で避難すること、逃げ遅れた人や遠くまで逃げるのが困難な方が緊急一時的に避難する津波避難ビルの指定を進めることを津波避難対策の基本として、ワークショップや訓練を通じて市民の皆さまへの啓発を進めています。

本市は、大阪府の被害想定では、迅速な避難行動により津波による被害者をゼロにできると推計されているため、今後とも住民の皆さまが実施されている津波避難訓練の支援を行うとともに、津波避難ビル（平成 26 年 12 月末現在、138 施設 176 棟、約 10 万 3 千人収容可能）の指定拡充を進めています。

臨海工業地帯及び石油コンビナート地区については、「石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年 12 月）」の規定に基づき、大阪府が「大阪府コンビナート等防災計画」を策定し、災害の未然防止と発災時の迅速な対応について計画的かつ総合的な対策を推進しています。

また、大阪府では「大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画（平成 24 年 3 月）」を策定し、石油コンビナート地区での津波避難対策を推進しています。本市も、企業の防災対策が進むよう、国に対して補助金などの制度の創設を要望しているところです。

④災害時の帰宅困難者等の対策強化にむけて

災害発生時の帰宅困難者対策について、大阪府域の関係機関・企業・団体が連携し、帰宅困難者対策について策定中であるガイドラインが適切に運用されるよう、随時、大阪府や関係機関との災害発生時を想定した訓練などを行うこと。また、ガイドラインの内容を市町村内の事業者や住民に広く周知すること。

(回答)

【危機管理室 危機管理担当】

現在、堺市では、東日本大震災に伴う首都圏における大量の帰宅困難者発生への教訓を踏まえ、主に南海トラフ巨大地震等を想定し、帰宅困難者対策ガイドラインについて以下の項目で検討を行っております。

- (1) 一斉帰宅の抑制
- (2) 一時滞在施設の確保
- (3) 安否確認と情報提供のための体制整備
- (4) 混乱収拾後の帰宅支援

また、併せて、帰宅困難者対策においては、企業や大規模集客施設管理者、交通事業者などの協力が欠かせないものですので、対策への理解向上を図りたいと考えております。

(5) 防犯対策強化について

①犯罪防止対策への補助について

大阪府の街頭犯罪は、今年も 6 月までで全国最多となっている。街頭で発生する犯罪の抑止効果がある防犯カメラについて、大阪府が実施する市町村への設置補助事業を活用し、市町村内の犯罪発生状況を調査のうえ、効果的な場所に順次設置を進めること。

(回答)

【市民人権局 市民生活部 市民協働課】

本市におきましては、犯罪に強い地域環境づくりを促進するため、市民が地域で発生する犯罪や事故の防止を目的として行う防犯カメラの設置に対し、設置費用の一部補助を行っております。その配置につきましては、設置主体である自治会により、地元警察署と相談のうえ、効果的な場所へ設置されているところです。

②公共交通機関への防犯対策について

公共交通機関において、駅構内・車内における係員への第三者による暴力行為が増加傾向にある。国交省などでも暴力行為防止に向けたキャンペーンを実施しているが、市町村でも広報紙やホームページを活用するなど、広く住民にアピールする具体的な啓発活動を行うとともに、特に暴力行為が多く発生している夜間の時間帯の警察による巡回強化など犯罪防止対策に努めること。

(回答)

【建築都市局 交通部 公共交通課】

本市は安全、安心なまちづくりを進めており、駅係員に対する暴力は利用者の安全にも関わる問題と認識しています。夜間の時間帯など主要駅や周辺地域での警察官による巡回につきましては、地元自治体として警察等関係機関に協力を求めてまいりたいと考えています。なお、本市では鉄道利用者のマナー向上に向け、市のホームページに、事業者による“駅や車内でのマナー啓発”のページをリンクしています。

(6) 雨に強いまちづくり（集中豪雨対策）について

近年、世界的な環境の変化により日本の気象にも大きな変化が表れている。特に、昨年大阪駅周辺でもみられた集中豪雨による都市の浸水は、住民の生活のみならず経済活動や交通網にも大きな影響を与えている。集中豪雨の発生に備え、下水道防災センターを設置し、浸水対策を強化すること。具体的には、河川および雨水排水路の容量を拡大するなどの整備や下水道の逆流防止対策などのインフラ整備を行うこと。

(回答)

【建設局 土木部 河川水路課】

河川の整備に関しては、準用河川、普通河川は、概ね10年間に1回程度の確率で降る雨の規模（時間雨量約50mm）の洪水を安全に流下させることを目標とした整備を進め、また、本市が管理する一・二級河川においては、河川法に定められた河川整備計画に基づいた整備を進めております。

【上下水道局 下水道部 下水道計画課】

下水道の浸水対策は、時間雨量約50mmを計画降雨として施設整備を行っております。平成23年度に堺市下水道ビジョンを策定し、平成32年度までの10年間で、これまでの被害実績と浸水シミュレーション結果をもとに重点的に整備すべき地区を抽出し対策を進めているところです。

また、降った雨を極力下水道や川へ流さないといった観点から、雨水貯留タンク設置助成制度に基づく普及促進や、開発指導基準に基づく雨水流出抑制施設の設置指導、公的施設への雨水流出抑制施設の設置協議といったソフト対策についても併せて進めております。なお、地域の防災力の向上を図るため、緊急避難場所や復旧・復興の支援拠点機能が必要であることから、三宝下水処理場内に下水道防災センターを設置する予定です。

(7) 踏切事故防止対策について

大阪府では鉄道事業者との踏切事故防止対策を実施しているが、市町村においても踏切事故防止のために、歩道拡幅などの速効対策を進めるための、必要な措置を行うこと。また長期的には踏切の除却をめざした立体交差化などの抜本対策を鉄道事業者と連携して推進すること。

(回答)

【建設局 道路部 道路整備課、連続立体推進課】

踏切道の対策としては、踏切道の拡幅や構造改良等を行うことにより早期に効果を発揮することを目的とした速効対策については、平成22年度に歩道が狭隘な踏切や開かずの踏切に対し、踏切内の交通の整流化を図るための路面表示や啓発看板を設置しました。踏切道の拡幅については、踏切前後の道路拡幅が必要な条件となっており、交通状況や周辺道路状況等を調査し、鉄道事業者と整備手法について協議・調整を進めながら、さらなる安全対策の実施に向け取り組んでまいります。

また、抜本対策としての連続立体交差事業と致しまして、現在、南海本線の諏訪ノ森駅及び浜寺公園駅を含む、約2.7kmの区間において、平成18年11月に事業認可を取得して、これまで事業用地の取得に努めてまいりました。

今年度より鉄道工事に本格着手しており、引続き事業用地の確保を進めながら鉄道工事の進捗を図り、事業の早期完成に向けて取り組んでまいります。

7. 堺地区協議会独自項目（5項目）

(1) 中小企業および非正規労働者に対する福利厚生施策の充実

非正規労働者の比率が増加する中で、安心できるセーフティネットの観点から中小企業同様に、(公財)堺市勤労者福祉サービスセンターの活用を推進し、福利厚生施策の充実を図ること。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 雇用推進課】

(公財)堺市勤労者福祉サービスセンターの福利厚生制度には、非正規労働者も含めて加入できる場所です。

本市といたしましては、非正規労働者に限らず、市内中小企業のすべての労働者が、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進するため、雇用形態の異なる従業員についても、できるだけ広く堺市勤労者福祉サービスセンターに加入していただけるよう、同センターと連携しながら、様々な機会を通じ事業主に対して働きかけてまいります。

(2) 総合的な交通網の早期整備

堺市の東西を結ぶ交通網をはじめ、臨海地域における交通渋滞の緩和に向け総合的な交通網整備の計画を進めること。

(回答)

【建築都市局 交通部 交通政策課】

本市では、公共交通ネットワークの形成や公共交通の利用促進、利便性向上など、公共交通のあり方や交通施策を示す総合都市交通計画の検討を進めており、平成23年度に市民や公共交通事業者、堺市などによる公共交通検討会議において方向性をとりまとめました。

平成24年度以降は、東西交通軸を含む都心交通のあり方の検討をはじめ、おでかけ応援バスの拡充や乗合タクシーの運行などの地域内公共交通の充実、阪堺線の存続・活性化に向けた支援など、公共交通の利便性向上や利用促進に向けた取組を進めているところです。

引き続き、交通円滑化に資する総合的な交通網の実現に向け、公共交通ネットワークの充実や利便性向上等の取組を進めてまいります。

(3) 環境美化まちづくりの推進

臨海地域をはじめとする、中央分離帯・緑地帯の環境美化活動を地域・企業と連携を図り、活動を強化すること。

(回答)

【環境局 環境事業部 環境業務課、建設局 土木部 路政課】

本市では、市民・事業者・行政の協働の取組として、「歩道の一定の区間」を「市民の皆さんや事業者の方」が引き受け、定期的な清掃活動を通してきれいで快適なまちづくりを進める、いわゆるアドプト制度を取り入れた「堺市まち美化促進プログラム」を実施しています。

堺市まち美化促進プログラムにつきましては、以前から市ホームページなどで紹介していますが、市域全体への拡大を推進するため、区民まつりなどのイベント時を活用した啓発強化にも取り組んでいます。

活動の輪が広がることがまちの美化推進につながります。活動場所につきましては、安全性を見極めたうえ選定し、地域・企業との連携を図り、活動を強化してまいります。

今後とも、市民・事業者・行政が協働して「堺市まち美化促進プログラム」を推進することで、きれいで快適なまちづくりの実現を図っていきますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

(4) 感染症拡大防止と情報共有化の強化

エボラ出血熱やデング熱など市民生活を脅かす感染症予防が喫緊の課題であるなか、市立堺病院が指定医療機関となっている現状下において、医療機関をはじめ市民への二次感染予防に万全を期すとともに、市民に対し正確な情報共有化に努めること。

(回答)

【健康福祉局 健康部 保健所感染症対策課】

昨夏のデング熱の国内感染、さらに西アフリカでは一類感染症のエボラ出血熱の感染が続いており、新たな感染症の脅威から市民の生命と健康を守るため、早急な対応が求められています。

デング熱については、市内に感染が拡がることのないように、デングウイルスを媒介する蚊の活動期（5月中旬から10月下旬）に向けて、毎年市内で行っている蚊の捕集調査を継続して実施し、ウイルスの保有状況を調べてまいります。さらにこれらの情報を市ホームページ等で逐次市民に提供し、デング熱対策の啓発に努めてまいります。

エボラ出血熱については、もし市内で疑似症患者が確認された場合は、感染が拡がらないように直ちに指定医療機関（市内では市立堺病院）へ搬送いたします。ウイルス検査の結果、万一エボラ出血熱の感染が確定した場合においても、患者家族等接触者の健康管理や施設の消毒等迅速な対応を図り、医療機関及び市民への二次感染予防対策に万全を期すとともに、広く市民に正確かつ迅速な情報提供を行ってまいります。

(5) 防犯体制整備と安全意識指導

「犯罪のないまちづくり」では、地域の市民が通学路や深夜コンビニエンスストアなどの見回りを行うなど、防犯活動を推進していくことも必要であるが、安心して暮らすには、警察による抑止力も重要である。中区への警察署の設置については、地元からの要望もつよいため、青少年健全育成の観点、市民の安全の観点からも早期に実現すること。また、本年10月より施行されている「堺市自転車まちづくり推進条例」に則り、交通安全に関する教育指導の充実を図ること。

(回答)

【総務局 行政部 総務課】

中区への警察署の設置につきましては、安全・安心なまちの実現に向けた地域の安全・安心確保の拠点として、その必要性は十分認識しています。また、設置に向けた地元の非常に強い要望があることも十分承知しています。

そのことから、本市では、建設のための用地も既に提示し、これまでも機会あるごとに大阪府警察本部をはじめ、関係機関に設置を働きかけているところです。

警察署の新設について大阪府警察は、府内全域の治安情勢を勘案しながら、警察署ごとに人口、面積、犯罪発生状況、交通事情、地理的状况、人員等、様々な要素を総合的に判断する必要があるとの見解を示しており、直近の例を見ても、新設までに相当の期間を要している状況であります。早期実現に向け、今後とも粘り強く大阪府警察本部などへ働きかけてまいります。

【建設局 自転車まちづくり推進室 自転車まちづくり担当】

平成26年10月から施行の「堺市自転車のまちづくり推進条例」は、本市と歴史的にゆかりの深い自転車の安全利用に関して、市民・事業者・行政が協働して取り組むための基本的な事項を定めたものです。

また、本条例では「自転車の安全利用」として、自転車関連の交通事故の防止だけでなく、ひたくりや自転車盗など自転車関連の犯罪の防止についても定めています。

今後とも、本条例に基づき自転車関連事故の防止・削減に向け、広報等による交通ルール及びマナーの周知を行い、啓発等をより一層強化するなど指導に取り組んでまいります。

以上

1. 大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組み、国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている。

2. 国家戦略特別区域

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するための、国が定めた特別区域のこと。関西圏（京都府・大阪府・兵庫県の全部または一部）は、医療等イノベーション、およびチャレンジ人材支援の拠点としている。

3. 大阪産業人材育成戦略

産業振興と一体となった人材育成・確保を推進していくため、「大阪府職業能力開発計画」を発展させたもの。この戦略は、世界をリードする大阪産業の持続的発展を支えるための人材育成・確保と、誰もが能力を發揮し安定就労を目指すことができる人材育成を進めるべく、今後の施策の方向性と実現のための方策を明らかにしている。

4. 連合大阪リビングウェイジ

最低生活保障給として、連合大阪が独自で算定している。労働者の最低生計費は、①健康で文化的な最低限度の生活ができる、②労働力の再生産に必要な最低限度の生活ができる、③最低限度の社会的体裁が保持できる、この三つの条件を満たす必要があると考え、そのために必要な生活必需品・サービスをマーケットバスケット方式（食料・衣類など生活に必要な品目ごとに標準量を求め、それに価格を乗じて合算する）で算出した。2008年は時間額870円としたが、2014年7月に改定し、現在は時間額990円と設定している。

5. 地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

6. 地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施しています。

7. 生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるための根拠法。

8. 女性年齢階級別労働力率：M字カーブ

女性労働者の働き方をグラフに表すと、30歳代が就業していないためM字型曲線を描く。

9. 男女いきいき・元気宣言

「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男女ともにいきいきと働くことができる取り組みを進める事業者を、大阪府が「男女いきいき・元気宣言」事業者として応援している。

10. くるみんマーク

企業が行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、労働局へ申請することによって、次世代に基づく「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができ（くるみんマークの認定）、認定された企業には、税制優遇制度がある。

11. 関西イノベーション国際戦略総合特区

総合特別区域法に基づく国際戦略総合特区の指定申請を関西3府県（京都府・大阪府・兵庫県）・3政令市（京都市・大阪市・神戸市）共同で2011年9月30日に行い、同年12月22日に国から指定を受けた特区。特に医

療、エネルギー分野において、実用化、市場づくりをめざしたイノベーションを次々に生み出す仕組みをつくり、大阪・関西経済の再生に繋げる。

12. 大阪観光局

オール大阪で観光振興を担う観光プロ組織として、平成 25 年度より設立。民間の経験豊かな観光のプロによるトップマネジメントのもと、民間の視点で事業を行う。

13. MOBIO

大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづくりの総合支援拠点」

14. ものづくり B2B ネットワーク

全国のものづくりに関する発注ニーズ（部品発注、加工依頼、試作依頼など）を一括して受け、それらのニーズに的確に対応できる大阪の元気なものづくり企業を紹介するために、民間と行政が連携して運営する窓口のこと。B2B とは、Business to Business の略称で、企業間取引を指す。

15. 総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を 2003 年度に全国初の取り組みとして導入した。

16. 下請かけこみ寺

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国（中小企業庁）が全国 48 ヶ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

17. 下請二法

下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の二法のこと。

下請代金支払遅延等防止法とは、下請代金の支払遅延等を防止することで、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的としている。

また下請中小企業振興法とは、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講じ、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

18. 下請ガイドライン

下請事業者の皆様方と親事業者との間で適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインのこと。

19. BCP Business Continuity Plan（事業継続計画）

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

20. 大阪府保健医療計画

大阪府での医療提供体制の確保を図るための計画。健康の保持増進から疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションまで切れ目なく、良質な医療サービスを提供し、府民のニーズをみたます必要な保健・医療・福祉の総合的なサービス体制の確立をめざす。特に、5 疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患）4 事業（救急医療・災害時医療・周産期医療・小児医療）及び在宅医療の分野について、それぞれの医療機能を明示するとともに、取り組み方向及び目標を定め、PDCA サイクルを効果的に機能させながら取り組んでいる。

21. 組織型検診体制

対象とする年齢等を明確化し、明確化された人々が個人単位で把握され、がん検診の対象者名簿が作成されている高い受診率を確保できる体制。作成されている名簿を用いて、適切な時期に対象者への受診勧奨を実施し、受診

しない人には再度呼びかけ受診を促す。

また、質の高いがん検診が提供できているかどうか、実施している事業所、市町村単位に検診の事業評価を行う。

22. 不育症

妊娠はするものの、2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある場合を不育症という。また、1人目を正常に分娩しても、2人目、3人目が続けて流産や死産になった際、続発性不育症として検査をし、治療を行う場合がある。

23. 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

24. 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置するもの。

25. 介護職員処遇改善加算

平成24年度介護報酬改定により、介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成23年度まで実施していた「介護職員処遇改善交付金」の相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間「介護職員処遇改善加算」が創設された。

26. 認知証サポーター

認知証について正しい知識を持ち、認知証の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域を作っていくボランティア。各地域で実施している「認知証サポーター養成講座」を受講する必要がある、受講者にはサポーターの証としてオレンジリングが配布される。

27. キャラバン・メイト

地域や職域における「認知証サポーター養成講座」の講師役のこと。

28. 成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、その人を援助してくれる人をつけてもらう制度。

29. 大阪府障がい福祉計画

障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に基づき、国の基本指針に即して、3年間の障がい福祉サービス見込量等を示す計画。

30. 子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組み。地域の実情に応じた学校教育・保育の整備を行うとともに、放課後児童クラブや地域子育て支援の実施体制を整え、公費による支援を実施。消費税10%引き上げの時期を踏まえて、平成27年4月を目途にスタートの予定。

31. 公定価格

教育や保育に通常要する費用の額を国の基準で算定した額。通常要する費用とは、子どもの認定区分や年齢、保育の利用時間や定員規模、地域区分等、区分ごとに必要な人件費や事業費、管理費等の経費のモデルを国として考え、それを子ども一人当たりの月額という形で示しなおしたもの。

32. 所得連動返還型無利子奨学金制度

家計状況の厳しい世帯の学生・生徒を対象として、無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入（年収300万円）を得るまでの間、願い出により返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした制度。

33. 個人番号（マイナンバー）

住民票を有する全ての方に対して、1人1番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定する。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わらない。

国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを紐づけて効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り（情報連携）することができるようになる。

34. 食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。

35. フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

36. グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性を考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

37. 水循環基本法

国内の水資源の保全を図ることを目的として2014年3月27日に成立した法律。これまで7つの省が河川や上下水道、農業用水などを管理してきたが、内閣に「水循環政策本部」が設置され、一元的に管理、規制する体制になる。これまで法律で規制されてこなかった地下水も国や自治体の管理対象に含められている。

38. 食品表示法

食品の賞味期限や保存方法、栄養成分などの表示は、これまで食品衛生法とJAS法、健康増進法の3つの法律でバラバラに定められていたが1つの法律にまとめた。

39. 大阪産（もん）

大阪府で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、大阪湾で採取され大阪府内の港に水揚げされる魚介類、大阪の特産と認められる加工食品（「大阪産（もん）名品」）。

40. 6次産業化

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す造語で、経営の多角化を指す。第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になること、各産業の単なる寄せ集め（足し算）ではなく、有機的・総合的結合を図る掛け算（ $1 \times 2 \times 3 = 6$ ）であるとも言われている。

41. 交通政策基本法

交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保および向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担および有機的かつ効率的な連携、連携による施策の推進、交通の安全の確保など、交通に関する基本理念を定めた法律。2013年12月4日施行。

42. ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

情報・通信に関連する技術一般の総称。「IT」とほぼ同様の意味。

43. 福祉避難所

災害時に高齢者や障がい者、妊婦ら一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる2次避難所。バリアフリー設備のほか、介護福祉士や看護師といったスタッフの支援が必要なため、全国の指定施設の多くが高齢者施設。